○財務省令第四十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第十一条の規定に基づき、並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十四日

財務大臣　加藤　勝信

防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令

（防衛特別法人税に関する省令の一部改正）

第一条　防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通算法人」又は「課税事業年度」を「通算子法人」、「通算法人」、「防衛特別法人税中間申告書」、「防衛特別法人税確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「更正」、「還付加算金」、「課税事業年度」又は「課税標準法人税額」に、「若しくは第八号又は第十一条」を「から第八号まで、第十四号から第十七号まで、第十九号若しくは第二十二号、第十一条又は第十三条第二項」に、「通算法人又は課税事業年度」を「通算子法人、通算法人、防衛特別法人税中間申告書、防衛特別法人税確定申告書、期限後申告書、修正申告書、更正、還付加算金、課税事業年度又は課税標準法人税額」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2　法第二十一条第一項各号に掲げる事項を記載する防衛特別法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表四に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第三条に次の一項を加える。

2　法第二十二条第一項各号に掲げる事項を記載する防衛特別法人税中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表三まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第四条に次の一項を加える。

2　防衛特別法人税確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一から別表三まで（更正請求書にあっては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第六条第一項中「防衛特別法人税に関する政令」の下に「（以下「令」という。）」を加える。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（申告書の書式の特例）

第八条　国税庁長官は、別表一から別表四までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

2　国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十一までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項又は第四条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十一までの各表の書式によることができる。

附則第二項中「届出」の下に「（以下「開始届出」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、この省令の施行の日前に法人税法施行規則第三十六条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出を行っている内国法人は、開始届出を行うことを要しない。

附則の次に別表として次の七表を加える。